

## 公共事業予算の執行に向けた対応について

平成25年3月13日  
茨城県土木部  
(監理課, 検査指導課)

平成24年度大型補正予算及び平成25年度予算（いわゆる15ヶ月予算）に対応するための県土木部の取扱いについては、下記のとおりとし、建設工事の円滑な執行を図ります。

### 記

#### ① 工事価格の適切な算定について

##### 【建設資材単価の設定について】

- ・ 工事発注の際に使用する建設資材の単価について、関係業界からの情報収集や市場動向の把握を行い、実勢価格との著しい乖離が発生した場合には随時改定します。

##### 【労務単価の設定について】

- ・ 労務単価については国土交通省及び農林水産省との共同調査により設計単価を設定（年1回）していることから、実勢価格との著しい乖離が発生した場合には、再調査の実施などについて国と協議し対処します。

##### 【スライド条項の運用について】

- ・ 請負契約後に主要な建設資材等に著しい価格の変動が生じた場合には、スライド条項の適切な運用による請負額の変更を行います。

**② 一般競争入札における競争参加資格要件の緩和について****【営業所の専任技術者の現場配置について】**

- ・ 主任（監理）技術者の専任を要しない工事にあつては、建設業許可における「営業所の専任技術者」について、工事場所と営業所が同一市町村内にある場合に限り、現場配置予定技術者とすることを認める取扱いとします。（建設業法の特例適用）
- ・ 詳細については、別紙1を参照してください。

**【主任（監理）技術者の専任を要しない期間について】**

- ・ 主任（監理）技術者の専任を要する工事であっても、「完成検査日（※）の翌日から引渡日までの期間」に加え、「契約から工事着手の前日までの期間」についても主任（監理）技術者の専任を要しない期間として取り扱うこととします。（配置自体が免除されるわけではありませんので、注意願います。）

※：発注者の都合で検査が遅れる場合については、「工事目的物が完成し、工事完成図書の全てを適切に提出し受理された日」と読み替えて下さい。

- ・ 詳細については、別紙2を参照してください。

**【配置予定技術者の複数申請について】**

- ・ 配置予定技術者について、従来は1名のみ申請としてきましたが、要件を満たす技術者が複数いる場合は、そのうち3名を上限に複数申請を認める取扱いとします。
- ・ なお、落札者となった場合は、その3名（又は2名）の中から配置する技術者を1名決定していただき、現場に主任（監理）技術者として配置して頂くこととなります。
- ・ 詳細については、別紙3を参照してください。

**③ 補正予算を定める議決前の事務手続について**

- ・ 県議会における議決以降の入札および契約となることを条件に、議決前における入札公告ができるものとします。
- ・ この手続により、早期契約が必要な工事に対応します。

**④ 指名競争入札における見積期間の短縮について**

- ・ 500万円以上の工事を指名競争入札により発注する場合は、見積期間を通常より最大5日間短縮できることとします。
- ・ この手続により、早期契約が必要な工事に対応します。（当面、平成25年度末までの取組とします。）

**一般競争入札における「営業所の専任技術者」を  
配置予定技術者とした参加申請について**

H25.3月 茨城県土木部

○入札公告における配置予定技術者の要件を定める部分に、以下のような記載がある場合には、認められることとなります。

【主任(監理)技術者の専任を求めない工事に限り適用されます。】

競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者にあつては、以下の条件を全て満たすこと。なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。

- ・本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する「営業所の専任技術者」であること。
- ・属する営業所が、本工事箇所と同一の市町村(〇〇市)内にあること。

なお、建設業法における営業所の専任技術者の現場配置に関する特例の考え方については従来どおり変更はなく、以下のとおりであることに注意してください。

(監理技術者制度運用マニュアルより)

- ・営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務にも従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事に専任を要しない監理技術者等となることができる。

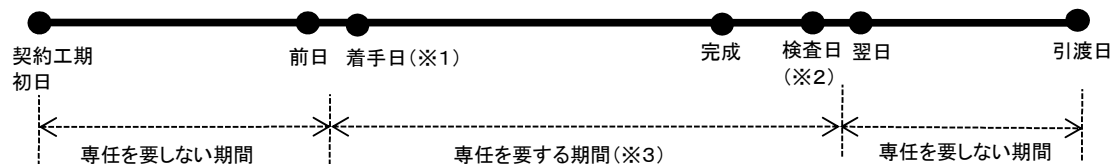
**○見込まれる効果**

技術者の雇用数が少数である建設業者においても、営業所の専任技術者となっている技術者が現場の主任技術者等となることが特例的にではあつても認められることにより、応札者数の増が期待されます。

## 主任(監理)技術者の専任を要する期間の考え方について

H25.3月 茨城県土木部

## ○専任を要する期間と要しない期間の区分



※1:「共通仕様書第1編第1章第1節1-1-8 工事着手」の規定に留意してください。

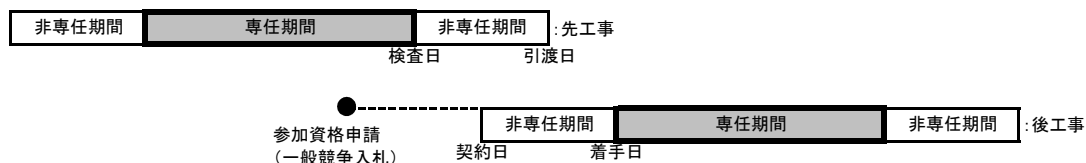
なお、設計図書(特記仕様書等)において着手日について別途規定している場合は、それにより判断。(着手日の定義:現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日。)

※2:検査が発注者側の都合で遅れた場合は、「工事目的物が完成し、工事完成図書の全てを適切に提出し受理された日」と読み替えることができます。

※3:当然ながら、専任を要しない工事については、この期間についても専任を要しない期間となります。

## ○効果

例えば以下のようなパターンにおいて、同一の技術者の配置が可能となります。



## ○入札公告(一般競争入札)

後工事の入札公告において、以下のような記載がある場合には、認められることになります。

現在他工事に配置されている主任(監理)技術者にあつては、本契約時に配置でき、且つ本工事の着手日において専任で配置できること。

## ○後工事への配置可否の判断について(一般競争入札)

- ・本措置の適用可否については、落札候補者決定時に発注者が最終判断を行います。
- ・本措置を適用し、主任(監理)技術者を配置しようとする後工事の落札候補者となった場合は、発注者に対し、後工事の着手予定日を伝え、確認を受けてください。(条件を満たさない場合は、入札は無効となります。)
- ・契約後においては、先工事の引渡が終了した翌日以降のみ、後工事の着手が認められます。

## 【注意点】

○発注者と建設業者との間で、上記に示した検査、引渡し工程が、設計図書もしくは打合せ記録等により明確になっていることが必要です。

○「検査日」とは、実際に検査を実施した日とします。ただし、手直し等の指示があった場合は、その手直し部分についても確認・検査が終了した日となります。

## 一般競争入札における配置予定技術者の 複数申請について(試行)

H25.3月 茨城県土木部

○入札公告における配置予定技術者の要件を定める部分に、以下のような記載がある場合には、認められることとなります。

本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

(下線部については、総合評価適用工事の場合記載されます。)

### ○具体的な手続き

- ①競争参加資格確認申請において、競争参加資格確認資料(様式第2号)を、複数申請する技術者の人数分作成のうえ、提出してください。  
(総合評価適用の場合は、配置予定技術者評価資料(様式第4号)も同様に人数分提出してください。)
- ②入札の結果、落札候補者となった場合は、複数申請したうちの1名を配置技術者として選定して下さい。また、競争参加資格の事後審査の場合においては、選定した技術者について、資格者証等の確認書類を発注者に提出してください。

### ○見込まれる効果

建設業者が現場に配置する主任(監理)技術者を選定することについて、落札決定時まで一定の自由度を持つことができ、複数の入札が重なる時期においては、落札状況をみたくうえで、適切な技術者配置ができることになり、建設業者の入札参加の意欲向上が期待されます。